

米印原子力協力協定の論点整理

1. 全体の内容

全体を通して、原子力の先進技術を有する米印両国が、対等の立場で協定を締結したことが強調されており（前文第 5 項、第 13 条）、燃料供給保証に関する条項を除いて、双務的な内容の協定になっている。

交渉においては、1. 核実験実施の際の協力の停止、核物質等の返還請求権と燃料供給保証、2. 再処理に対する包括同意、が主要な対立点とされていたが、核実験について明示的な言及がなされていないなど、米国が大幅な譲歩を強いられたとの印象が強い。

2. 個別の論点

(1) 核実験実施の際の協力の停止、核物質等の返還請求権

米国原子力法第 123 条 a(4)は、非核兵器国（原子力法において、インドは非核兵器国としての取り扱い）との間で締結される原子力協力協定に規定されるべき事項の一つとして、当該協力相手国が核実験を実施した場合等において、米国が、協定の下で移転された核物質、設備、これらの使用を通じて生産された特殊核物質の返還を要求する権利を有する旨の規定を挙げている。

一方、インドは、2005 年 7 月の米印共同声明において、核実験のモラトリアムについてコミットしたが、協定の中で法的コミットメントとして規定することに強く抵抗したとされている。

合意された協定文の中では、「核実験」には全く言及されておらず、インドが核実験を実施した場合に、米国が核物質等の返還を要求する権利を有することを明示的に示す規定は含まれていない。更に言えば、インドが政治的にコミットした核実験のモラトリアムについても、前文においてさえ、明示的な形では言及されていない。（ただ、米印共同声明自体には触れられている。）その意味ではインドの主張が通ったということができよう。

ただ、米國務省のバーンズ次官が、プレスブリーフィングにおいて、米国は、インドによる核実験が行われた場合、核物質等の返還を請求する権利を保持していると述べているのは、第 14 条において、協定を終了させる権利（第 1 項）、協力の停止に伴って、本協定の下で移転された全ての核物質、設備、非核物質、構成部分、これらの移転を通じて生産された特殊核分裂性物質の返還請求権（第 4 項）が規定されていることを指しているものと考えられる。しかしながら、例えば、米-EURATOM 協定や日米協定と比較して本協定の特徴的な点の一つは、協定の終了を求める当事者がその理由を示すことが要求され、理由の例示として「本協定の違反」、「IAEA との保障措置協定の違反」が示されているのみで、

核実験の実施が要件として明示されていない点にある。(米-EURATOM 協定や日米協定において、協定の重大な違反、非核兵器国による核実験の実施等が協力の停止、協定の終了を求める条件として述べられている。)

また、実際に協力を停止する前に両当事国は協議を実施すべきこととされているが、協議においては、協力の終了または停止に至った状況を注意深く考慮するとともに、特に、そうした状況が安全保障環境の変化に関する懸念から、あるいは、安全保障に影響を与える他の国による類似の行動に対する反応として、起こったものか否かを勘案すべき旨、規定している。(第 2 項)

この条項は、明らかに、パキスタン、中国による核実験に触発されて、インドが核実験を行った場合を念頭においたものと考えられ、核実験の実施が直ちに協力の終了、停止に至らない余地を残す主旨で規定されたものと考えられる。

また、同条第 4 項では、協力の停止に伴う核物質等の返還請求権が規定されているが、返還請求権を行使するにあたって、本権利を行使することが両国の関係に深刻な影響を与えることを理解し、核物質が相手国の領域、管理から離れる前に協議をもつべきとしている。また、協議にあたっては、エネルギー安全保障を達成する手段としての原子力平和利用の観点から、原子炉の継続的な運転の重要性に特別な考慮を払うべきことを規定している。これもインド側の懸念に配慮した規定と位置づけることができる。

更には、第 8 項において、本条に規定する協力の停止及び返還請求権が、第 5 条第 6 項で認められた燃料供給の保証を変更するものではない旨、規定しており、たとえ米国が本協定の下での協力を停止し、核物質等の返還請求権を行使した場合であっても、インドに対する燃料供給保証の義務を履行する必要があることを意味している。

以上、述べてきたように、1. インドが核実験を実施した場合に米国が核物質等の返還請求権を有することが協定の中で明示的に規定されていないこと、2. 米国が、協力を終了させる権利、核物質等の返還請求権を行使するにあたって、インドの特別な事情に対する配慮を規定した条項が含まれていること、3. 燃料供給保証は返還請求権を規定した主旨と反すると解釈される可能性があること等の点において、本協定が原子力法第 123 条 a(4)に則ったものであると言えるか否かは微妙であり、今後の議会審議の過程において問題になる可能性があるものと考えられる。

(2) 燃料供給保証

この点については、2006 年 3 月の軍民分離計画の文言がそのまま引用されてい

るのみであり（第 5 条第 6 項）、米国によるコミットメントの一つとして挙げられている、戦略的燃料備蓄の確保に関する支援が何を意味するのか。ここでいう燃料備蓄が現物によるものなのか、仮想的なものなのか。現物によるものであるとすれば、どこに貯蔵されることが想定されているかなど、詳細が明らかにされる必要がある。

また、現在、国際的に議論されている、マルチラテラルな枠組みにおける燃料供給保証構想との関係はどのように整理されるべきか、また、これまで米国は、2004 年 2 月のブッシュ大統領の演説に見られるように、濃縮、再処理技術の取得を放棄することを燃料供給保証の受領国たる条件として要求することを政策としてきたが、濃縮、再処理技術を保持するインドに対し、燃料供給保証を与えることはダブルスタンダードではないかという批判が起り得る。

また、第 5 条第 4 項では、本協定の下で移転される核物質の量が、使用目的と合致していることを要求していることを要求しており、燃料備蓄の提供と矛盾していると解釈することも可能であるが、本条項が規定された主旨については必ずしも明らかではない。

(3) 再処理に対する包括同意

第 6 条において、①本協定の下で移転された核物質、②本協定の下で移転された核物質、非核物質、設備に使用された、あるいは、これらの使用を通じて生産された核物質及び副産物の再処理その他の形状、内容の変更に関して包括同意が与えられた。（条文上は双務的な規定）

ただし、再処理の権利が発効するためには、インドが、IAEA の保障措置下に置かれ、保障措置が適用される核物質専用の新たな再処理施設を建設すること、両国が、インドが新たな施設で再処理その他の形状、内容の変更を実施する取極め、手続きについて合意することが必要とされている。

米国が原子力協力協定の下で再処理に対する包括同意を与えること自体は、原子力法で禁じられているわけではないが、日本や EURATOM に対してと同様に、インドの再処理計画に長期的に承認を与えることを意味し、政治的に問題視される可能性がある。

また、再処理によって分離された特殊核分裂性物質は IAEA の保障措置の下に置かれる国内施設で使用されるとされており、軍民分離の主旨に沿うものとなっている。ただし、現状の軍民分離計画において、高速増殖炉は民生用として区分されていないため、保障措置の対象からは除外されており、将来、建設される高速増殖炉が民生用として区分されるまでは、高速増殖炉用の燃料としては利用できないことになる。

また、「例外的な状況」が発生した場合には、再処理に対する包括同意が停止され得る旨が、規定されており（第 14 条第 9 項）、「例外的な状況」は両者により

定義されるとしている。

(4) 濃縮、再処理技術の移転

第 5 条において、機微原子力技術（濃縮、再処理、プルトニウムを含む燃料製造）、重水製造技術、機微原子力施設、重水製造施設及びこれらの施設の主要構成部分は、本協定を変更しない限り移転できないとされている一方（第 2 項）、第 3 条においては、核燃料サイクル活動（両者が参加している、燃料供給の保証あるいは放射性廃棄物の管理技術の開発のための多国間アプローチを含む。）に関する情報の移転を認めている。（第 1 項c）本条項は、ヘンリー・ハイド法第 104 条(d)(4)¹に則って、例外的にインドへの輸出を認めたものか否か、明らかにされる必要がある。

(5) 民生用施設と軍事用施設の分離

本合意を進めるにあたってのインド側の懸念は、米国との協力が「戦略プログラム」（軍事プログラム、三段階の原子力開発計画）として区分される部分に影響を与えないことであり、同主旨は、第 2 条第 4 項で表明されている。また、どの施設が保障措置の適用対象となるかについては、本協定に示されていない。今後、交渉が本格化する IAEA との保障措置協定の中で、保障措置の対象となる施設の規定の仕方、また、新たに保障措置の適用を受ける施設が生じた場合の手続き等がどのように規定されるかについて見ていく必要がある。

¹ エンドユーザーが、IAEAが承認したプログラムに参加するマルチラテラルな施設である場合、核拡散抵抗性が高い燃料サイクル開発のためのバイラテラル、マルチラテラルなプログラムに関連した施設である場合に例外的に輸出を承認